

警務甲達第39号
生企甲達第24号
刑企甲達第25号
交企甲達第28号
警公甲達第20号
令和5年7月24日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察運営推進委員会設置要綱の制定について

警察運営において当面取り組むべき取組の実行状況の把握や推進については、福井県警察運営推進委員会設置要綱の制定について（令和4年警務甲達第29号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、警戒の空白を生じさせないための組織運営について（令和5年警務甲達第38号）の制定に伴って所要の見直しを行い、別添のとおり「福井県警察運営推進委員会設置要綱」を制定することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

福井県警察運営推進委員会設置要綱

第1 設置

福井県警察の運営に関する各種施策の策定、取組の実行状況の把握及びこれらの取組の更なる推進を図るため、警察本部に福井県警察運営推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 付議事項

委員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 部門を超えたりソースの重点化等に関すること。
- 2 能率的でメリハリのある組織運営に関すること。
- 3 先端技術等の活用等による警察活動の更なる高度化に関すること。
- 4 働きやすい職場環境の形成等（ワークライフバランス、女性警察職員の活躍の推進等）に関すること。
- 5 警察署の再編整備に関すること。
- 6 本部庁舎、警察署庁舎、職員公舎、機動隊施設、警察学校施設等の警察設備の基本構想及び整備計画に関すること。
- 7 その他警察運営に関すること。

第3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

第4 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、議事を主催する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第5 幹事会

- 1 委員会の事務について委員会を補佐し、具体的な検討を行うため、委員会に幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、議長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、副幹事長と議長は、兼ねることができるものとする。
- 3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第6 専門部会

- 1 幹事会に付議する事項の整理並びに委員会から指示された事項の調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を設置する。
- 2 専門部会は、幹事会の議長が招集する。
- 3 専門部会の構成員は、幹事会の議長を部会長とし、議事に応じてその都度議長が指定する者をもって構成する。

なお、専門部会の構成員は、幅広く柔軟な意見を求めるため、各部庶務担当課の課

長補佐や幹事の所属員に限らず、次世代を担う中堅幹部警察職員及び女性警察職員を構成員とするように配慮すること。

第7 庶務

委員会、幹事会及び専門部会の庶務は、本部の警務課又は付議事項に応じた担当課が処理するものとする。

別表第 1

福井県警察運営推進委員会の構成

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長 付議事項の担当部長
委員	生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 首席監察官 警察学校長 本部の警務課長 その他委員長が指定する者

別表第 2

幹事会の構成

幹事長	担当部長
副幹事長	担当部庶務担当課長
議長	担当課長
幹事	本部の警務課長 生活安全企画課長 刑事企画課長 交通企画課長 公安課長 その他関係所属長 その他幹事長が指定する者